

要　請　書

平成 25 年 6 月

福　井　県

原子力規制委員会は、5月22日、日本原電敦賀原子力発電所2号機直下の破碎帯を耐震設計上考慮すべき活断層であるとする有識者会合の報告書を了承したが、事業者が6月末まで調査を継続するとし、また有識者委員の過半数が専門分野の偏りや調査不足を指摘している中で、なぜ十分な確信のないまま結論を急ぐのかの理由が不明である。

また原子力規制委員会は、事業者の調査において今後新たな知見が出た場合には結論が変わり得るとしているが、こうしたその都度に判断を出すという進め方は合理的な理由が明らかでなく、何よりも立地地域に大きな混乱と影響を与えるものである。

こうした状況は、原子力発電所の安全と日本のエネルギー政策に重大な影響を及ぼすものであり、県として委員会に対し、科学的・技術的見地から十分な客観的データを集め、慎重に審議するよう繰り返し求めているが、原子力規制委員会は結論ありきの姿勢に固執し、立地地域の声に対し何ら聞く耳を持とうとしない。

現在の原子力規制委員会の一連の対応は、「国内外の多様な意見に耳を傾け孤立と独善を戒める」という委員会の「組織理念」に自ら反しているものである。このことは40年余にわたり、国のエネルギー政策に積極的に協力・貢献してきた立地地域の国への信頼を大きく損ねるものであり極めて遺憾である。

政府におかれでは、エネルギーに関する我が国の諸課題を総合的かつ適切に判断され、その上に立って、今日原子力規制委員会が立地地域の強い不信を招いている状況にあることを重く受け止め、以下に掲げる事項について、早急に対応・実現するよう強く要請する。

平成25年6月10日

内閣官房長官 菅 義偉 様

福井県知事 西川 一誠

1 政府自らの活断層の調査・評価の実施について

原子力発電所の活断層の調査・評価については、政府自らが前面に立って、十分な客観的かつ科学的数据に基づき、広く国民の理解と納得が得られるような公平・公正な科学的結論を導き出すこと

このため、以下の点について留意して新たな体制をつくり、政府の責任において地震等の観測と活断層の評価、判断を行うこと

敦賀2号機の破碎帯については当該組織において改めて調査・評価を実施すること

- (1) 活断層の可能性の検討に当たっては、原子力規制委員会の現在の変動地形学に偏った少数の専門家による評価ではなく、過去に安全審査に関わった専門家、構造地質学等の分野における活断層の活動履歴・活動性等を判断できる専門家、内閣府の南海トラフ地震研究の専門家など、我が国の幅広い分野の知見を結集すること
- (2) 東日本大震災によっても女川原発等の安全が確保された知見を基に、地盤の安定性と施設への影響および既存の安全対策について工学的見地から十分検討すること

2 敦賀2号機の使用済み燃料について

原子力規制委員会は、敦賀2号機については破碎帯の存在を理由に再稼働の安全審査を行わないとしているが、原子炉を稼働させず放置したまま使用済み燃料を燃料プール内に止めておくことは、立地地域として想定も約束もしておらず、全く新たな事態の発生を考える。従って、このような事態の際には、使用済み燃料を即刻に県外へ撤去すること

3 原子力規制委員会の評価機関の設置について

原子力規制委員会の活動が、独善、孤立に陥らないよう、委員会の業務の執行や運営状況等を常時監視するとともに、組織の健全性、信頼性を総合的に評価し改善を勧告できる「評価機関」を新たに設置すること